

答 申

第1 本審査会の結論

三種町教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成28年8月2日付け三種教発一672-3で審査請求人に対して行った公文書の不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求人の主張

1 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、三種町情報公開条例第5条の規定の基づき、審査請求人が行った「ふるさと文化館ピクチャーレール・ブラインド取付け工事の三種町長三浦正隆宛て〇月〇日付け施工総額〇〇〇〇〇〇円の見積書、〇月〇〇日付け山本ふるさと文化館宛て〇〇〇〇〇〇円の見積書、〇月〇〇日付け請求書、同日付け領収書、〇月〇〇日付け三種町長三浦正隆宛て〇〇〇〇〇円の見積書、〇月〇日付けの請求書及び〇月〇日付け三種町長三浦正隆宛て〇〇〇〇〇円の請求書の作成を業者に指示した者を特定できる文書」（以下「対象公文書」という。）の公開請求（平成28年7月20日付け）に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるというものである。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書を要約すると次のとおりである。

- (1) 山本ふるさと文化館におけるピクチャーレール・ブラインド取付け（以下「当該取付け」という。）業務において、実施機関が公文書の偽造を行い、当該取付けの発注を受けた業者（以下「当該業者」という。）に対して有印私文書を提出するよう強要した可能性が高い。
- (2) 審査請求人は、三種町財務規則（以下「財務規則」という。）に基づく公文書の公開を求めている。当該業者への依頼が口頭であったとしても報告書は存在しなければならない。

### 第3 実施機関の説明

実施機関の説明は、弁明書を要約すると次のとおりである。

- 1 審査請求人は、第〇〇回国民文化祭（以下「国文祭」という。）において、〇〇〇〇部門企画委員会の〇〇〇〇〇〇〇〇〇を務めており、実施機関は、国文祭実行委員会会計及び町一般会計から報酬を支払った。
- 2 平成〇〇年〇月〇〇日付けで、実施機関が支払った報酬額に相当する現金〇〇〇〇〇〇円（以下「当該現金」という。）が送付され、総務課及び企画政策課を経由し、実施機関が受領した。この時、支出元の会計に歳入処理を行わず、現金のまま保管した。
- 3 実施機関の内部で当該現金の取扱いについて協議を行い、財源の一部に当該現金を充て、当該取付けを実施することを決定した。
- 4 担当職員は、当該取付け業務を実施するに当たり、当該業者に口頭で見積書の提出を依頼し、平成〇〇年〇月〇日に〇〇〇〇〇〇円の見積書を徴取した。この見積書の内容で当該取付け業務を進めることとした担当職員は、当該業者に見積書を分割して提出するよう再度口頭で依頼した。
- 5 平成〇〇年〇月〇〇日、担当職員は、当該業者から〇〇〇〇〇〇円、〇〇〇〇〇円及び〇〇〇〇〇〇円の見積書をそれぞれ徴取し、同日付けで当該取付け業務の発注を行った。
- 6 平成〇〇年〇月〇〇日、〇〇〇〇〇〇円分の当該取付け業務が完了したため、同日付けで担当職員が完成検査を実施の上、請求書を提出するよう当該業者に口頭で依頼した。同日付けで〇〇〇〇〇〇円の請求書が提出されたため、担当職員は保管していた当該現金で支払いを行った。この支払いの際、〇〇〇〇〇〇円の領収書の交付を受けた。
- 5 平成〇〇年〇月〇日、〇〇〇〇〇円及び〇〇〇〇〇円分の当該取付けが完了したため、同日付けで担当職員が完成検査を実施の上、請求書を提出するよう当該業者に口頭で依頼した。同日付けで〇〇〇〇〇円及び〇〇〇〇〇〇円の請求書が提出されたため、担当職員は同日付けで支出負担行為兼支出命令書を起票し、同月〇〇日に町一般会計から支払いを行った。
- 6 随意契約を行おうとする場合、財務規則第116条の規定により、見積

書を徴することとなっている。5万円未満の場合は同規則第121条の規定により契約書等を省略できるため、文書による依頼を省略することもあるが、起案し、決裁を受けた上で所定の様式を用いて文書で依頼を行うのが、本来の処理である。しかしながら、当該取付け業務の見積書徴収において担当職員は、起案を行わずに自身の判断で当該業者への依頼を行っているため、対象公文書として特定すべき公文書は作成されておらず、審査請求人が主張するような報告書もまた作成されていない。

- 7 請求書に関しては、当該取付け業務終了後、担当職員が当該業者に口頭で提出を依頼しているが、自身の判断で任意に行ったものであるため、文書は作成されていない。
- 8 領収書に関しては、当該現金を用いて支払いを行った際に当該業者から交付を受けた文書だが、交付に関する依頼は行っていないため、文書は作成されていない。
- 9 当該取付け業務において、財務規則等の関連法令等に反した事務処理が行われた結果、作成されるべき公文書が作成されなかったことは事実である。しかしながら、対象公文書として特定すべき公文書を保有していない以上、これを不存在による非公開とした本件処分は妥当である。

#### 第4 本審査会の判断

##### 1 審査請求について

実施機関は、対象公文書の一部については、財務規則に基づけば本来作成されているべきだが、誤った事務処理の結果、作成されなかった旨説明する。

これに対し、審査請求人は、実施機関が当該業者に対して不当な依頼を行い、見積書等を徴収した可能性が高く、依頼が口頭であったとしても報告書は存在するはずであり、不存在は財務規則等の規則に反すると主張し、対象公文書の公開を求めている。

対象公文書の内容、審査請求の趣旨、双方の主張等を見るに、本件審査請求は、平成29年12月22日付けで答申を行った諮問第3号案件の一部と類似する案件であると判断される。そこで、本審査会では、諮問第3号案件の類似部分に関する判断と同様に、当該取付け業務における見積書、請求書及び領収書の徴収に係る公文書で、その作成が財務規則に規定されている文書の存否を検討し、本件処分の妥当性を判断する。

## 2 対象公文書の存否について

### (1) 実施機関が保有する文書等の調査

本審査会において、諮問第3号案件の答申を行うに当たり、当該取付けの関係簿冊、文書管理システム（文書の收受、起案等を一元的に管理しているシステム）の登録データ及び実施機関が使用している共有フォルダ内の電子データを対象として、実施機関が保有する公文書等の調査を行った。この時、当該取付け業務において当該業者から徴取した公文書として、見積書、請求書及び当該領収書の存在を確認したが、起案文書や報告書といった、これらの提出を当該業者に依頼（指示）した者が分かる公文書の存在は確認されなかった。

### (2) 実施機関の説明について

上記（1）の調査結果に加え、対象公文書を保有していないという実施機関の説明に不自然、不合理な点が無いか以下検討する。

#### ア 見積書の提出依頼に関する公文書について

実施機関は、財務規則第116条の規定により見積書を徴する場合、通常は文書により依頼を行うが、当該取付け業務においては、起案を行わずに担当職員が自身の判断で当該業者に提出依頼を行ったため、対象公文書が作成されていないと説明する。

本審査会で見分したところ、当該取付け業務のうち、当該現金を充てた部分については、町一般会計から支出されておらず、財務規則に基づく処理が行われていないことが確認された。町一般会計を経由せずに当該現金を使用し、財務規則に基づく処理を行わなかったこと以外には不自然な点は無く、当該現金の不適切な取扱いの是非を除けば、実施機関の説明に不自然、不合理な点は見受けられない。

また、町一般会計から支出されている部分については、〇〇〇〇〇円と〇〇〇〇〇円の随意契約で行われたことが確認された。このことについて実施機関は、契約金額がそれぞれ5万円未満であるため、財務規則第121条の規定に基づいて文書による処理を省略した旨を諮問第3号案件において説明し、また、このことが地方自治法及び財務規則に反する処理であったと本件審査請求において弁明している。文書による手続きを省略したことは、5万円未満の随意契約における処理としては、財務規則上特に不合理な点は無く、加えて、前述の調査

において見積書徴収に係る公文書が発見されていないことから、当該取付け業務を分割して発注したことの是非を除けば、実施機関の説明に不自然、不合理な点は見受けられない。

イ 請求書の提出依頼に関する公文書について

実施機関は、業務終了後、担当職員が当該業者に対して任意に提出を依頼したと説明している。本審査会で財務規則を見分したところ、同規則に請求書の徴取に関する規定が設けられていないことが確認された。このことと前述の調査結果を考慮するに、実施機関の説明に不自然、不合理な点は見受けられない。

ウ 領収書の提出依頼に関する公文書について

実施機関は、当該業者に依頼をしておらず、支払いを行った際に、交付を受けたのみだと説明している。一般的に領収書は、支払いを受けた者が支払いを行った者に対して交付するものである。加えて本審査会で財務規則を見分したところ、同規則に領収書の徴取に関する規定が設けられていないことが確認された。これらのことと前述の調査結果を考慮するに、実施機関の説明に不自然、不合理な点は見受けられない。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、見積書等の提出を当該業者に指示した公文書が存在するはずで、対象公文書の不存在は財務規則に反すると主張する。財務規則第116条の規定を踏まえれば、この主張には一定の合理性が認められるところである。しかしながら、当該取付けの関係簿冊、文書管理システムの登録データ及び実施機関が使用している共有フォルダ内の電子データから対象公文書が発見されなかったことは上記(1)記載のとおりである。加えて実施機関は、同規則に基づく処理が適切に行われなかったことを認めており、この説明が不自然、不合理だとまでは判断されないことは、上記(2)アで検討したとおりである。したがって、審査請求人の主張を考慮しても、審査請求人が存在を主張する公文書が存在するとまでは言えない。

また、審査請求人は、当該取付け業務において不当な公文書の徴取が行われているとも主張している。しかしながら、本件処分の妥当性は対象公文書の存否で判断されるものであるから、本審査会の意見を左右するものではない。

#### 4 結論

当該取付け業務における見積書等の徴取に関して、起案文書等は作成されておらず、担当職員が自身の判断で行ったという実施機関の説明に不自然、不合理な点が有るとまでは判断されない。他に存在を認めるに足る事情も見当たらないことから、本審査会は本件審査請求に対して冒頭の「第1 本審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第5 審議の経過

本審査会は、本件審査請求を次のとおり審議した。

| 年 月 日       | 審 議 経 過             |
|-------------|---------------------|
| 平成29年12月14日 | 諮問<br>実施機関から弁明書收受   |
| 平成30年 1月19日 | 審議（平成29年度第9回審査会）    |
| 平成30年 2月22日 | 審議（平成29年度第10回審査会）   |
| 平成30年 4月20日 | 答申の協議（平成30年度第1回審査会） |
| 平成30年 5月25日 | 答申の検討（平成30年度第2回審査会） |

#### 第6 答申に関与した委員

本答申に関与した委員は次のとおりである。

会長 大庭 秀俊

委員 板倉 雅美、委員 小玉 陽三、委員 櫻田 悦郎

委員 成田 隆道、委員 渡部 整悦